会　議　録

会議の名称	平成３０年度第２回行田市情報公開・個人情報保護運営審議会
開催日時	平成３０年１１月２０日（火） 開会；午後２時００分・閉会；午後２時４５分
開催場所	行田市役所　３０７会議室
出席者（委員）氏名	蔭山好信、長嶋道枝、吉竹貞夫、柳澤俊行、平野昭一、藤田　烈
欠席者（委員）氏名	井上文子、須藤　隆
事務局	中村和則総務課長、武藤郁代総務課主査
会議内容	１　議事 「行田市情報公開条例・行田市個人情報保護条例の解釈と運用」の改訂について ２　その他 ⑴　平成２９年度情報公開及び個人情報保護制度の運用状況について ⑵　非識別加工情報制度の導入に係る対応方針について
会議資料	・　次第 ・　資料１～７

発　言　者	会議の経過（議題・発言内容・結論等）
事務局	委員の過半数が出席しているので、行田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例第６条第３項で規定するとおり、会を開くことができる。 議事進行について、行田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例第６条第２項の規定により、議長を蔭山会長にお任せしたい。
蔭山会長	それでは、議事「『行田市情報公開条例・行田市個人情報保護条例の解釈と運用』の改訂について」事務局から説明を求める。
事務局	資料１及び資料６に基づき説明。
蔭山会長	改訂案について、事務局から各委員への照会に対し、吉竹委員から意見をいただいている。吉竹委員、事務局の今の説明に対して質問あるか。
吉竹委員	資料６の一連番号１について、今お伺いしたような整理をしているのであれば、それで良いと考える。一連番号２については、改めて詳しく説明してもらいたい。
事務局	改訂案１２８ページの「②社会福祉主事、保健師等がケース記録、生活相談記録等を作成する場合」「③生活保護受給要件等の審査のための生活情報を必要とする場合」について、現在の記述では、「実施機関が審議会の意見を聴いて、個人情報取扱業務の目的を達成するために特に必要があると認めるとき」に該当するものとされている。しかし、当該事務については、法令等に定めがあるものに該当すると考えられることから、削除するものである。このような事務において、その都度審議会の意見を聴いて要否の判断をしていては、早急な対応もできないので。

吉竹委員	重要な事務だと思うので、できないのでは困るが、そのような解釈ができるのであればよろしいと思う。
蔭山会長	逆に、これらは法令等に定めがあるもの、として明記してもいいのではと考える。 他に何か意見等あるか。
委員	意見等なし。
蔭山会長	それでは、議事「『行田市情報公開条例・行田市個人情報保護条例の解釈と運用』の改訂について」は以上とする。 次に、その他（１）「平成２９年度情報公開及び個人情報保護制度の運用状況について（報告）」事務局から説明を求める。
事務局	資料２から資料５に基づき説明。
蔭山会長	何か意見等あるか。
藤田委員	市長宛ての請求及び申出の合計が３８件となっている。目的で及び内容はどのようなものが多いのか。
事務局	情報公開の請求については、目的を問わないので、目的としては把握できていない。内容としては、教育や子育て関係の報告書等の求めが多かったものである。また、事業者からの金入り設計書の写しを求めるものも多い。
藤田委員	公表できるものであれば情報を公表しているはずである。公表されていないものを欲しいというのは、何か目的があってのこと

	だろう。逆にいえば、情報公開請求があれば公開するのに、なぜ公表しておかないのか。最初から公表してもいいのではないか。
蔭山会長	全ての情報を公表するとなれば、情報が氾濫しすぎて煩雑になる。また、目的を記載するとなると、目的を書くのではということで、請求を妨げることになるおそれがある、とも考えられる。
柳澤委員	行政事務の効率化ということを考えれば、どのような目的で情報を利用される方が多いとかいうデータが欲しい。目的をもって制限することはできないだろうが、参考までに、こういうものに利用されていた、などと確認がとれるのではないか。わかりません、というのでは、情報を扱っている者としてはちょっと怖いところもある。
長嶋委員	請求に対する決定、回答は、全て郵送によるのか。
事務局	郵送する場合もあるが、窓口で手渡する場合もある。
蔭山会長	他に何か意見等あるか。
委員	意見等なし。
蔭山会長	それでは、その他（１）「平成２９年度情報公開及び個人情報保護制度の運用状況について（報告）」は以上とする。 次に、その他（２）「非識別加工情報制度の導入に係る対応方針について（報告）」事務局から説明を求める。
事務局	資料７に基づき説明。

蔭山会長	何か意見等あるか。
藤田委員	非識別加工とのことだが、どのような情報を加工して利用することが想定されるのか。
事務局	市の保有する情報としては、例えば介護保険の給付状況情報を利用して介護施設の設置に関する検討をするとか、国民健康保険の給付状況情報を利用して新たな生命保険のサービスを作る、教育関係の情報を利用して教材を開発する等のことが想定される。
吉竹委員	既に条例整備をした２県１市とはどこのことか。
事務局	県としては鳥取県と和歌山県、市としては矢板市である。
蔭山会長	当該制度の導入は、なかなか難しい作業であると考える。国の提言が出てくれば、見えてくるものもあるだろう。差し支えなければ、事務局には、利用実績等の情報を集めていただければと考える。 他に何か意見等あるか。
委員	意見等なし。
蔭山会長	それでは、その他（２）「非識別加工情報制度の導入に係る対応方針について（報告）」は以上とする。 次第の内容は以上であるが、他に何かあるか。
藤田委員	前回の平成３０年度第１回審議会にて審議した「第６回東京都市圏パーソントリップ調査実施に伴う外部提供に係る本人通知の省略について」だが、どのような結果になったのか。前回いろ

	いろと議論したが、本日報告がなかったのでお伺いしたい。また当該調査の回収率はどうだったのか。
事務局	調査実施期間中であり回収率は出ていないので、今回答するのは難しい。
藤田委員	前回の会議でも、第５回パーソントリップ調査の回収率すらわからないという話であった。調査結果を本市でも活用したいわけだから、回収率くらいは把握しておいてほしい。また５年後にあるのであろうから、回収率が低いのならなぜ低いのかを分析しなければならない。 どのような調査票が配布されたのかは把握しているのか。
柳澤委員	私は見たが、日中は在宅していたか、などといった簡単な項目に回答するだけであった。それをデータ化して集計し、都市計画の立案に反映するのだと思うが、データ化するのにも相当な時間がかかると考える。
事務局	回収率が確認でき次第報告させていただきたい。
蔭山会長	他に何か意見等あるか。
委員	意見等なし。
蔭山会長	では、以上で、平成３０年度第２回情報公開・個人情報保護運営審議会を終了する。